

## 定期接種実施要領（抄） 新旧対照表

改正後	現行
第1 総論 1～11 (略)	第1 総論 1～11 (略)
12 接種時の注意 (1) ア～オ (略)	12 接種時の注意 (1) ア～オ (略)
カ 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化 ポリオヘモフィルス b 型混合ワクチン（以下 「5種混合ワクチン」という。）を使用するジ フテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風及 びH i b 感染症、沈降 20 傘肺炎球菌結合型ワ クチン又は沈降 15 傘肺炎球菌結合型ワクチン を使用する肺炎球菌感染症並びに結核、ヒトパ ピローマウイルス感染症、ロタウイルス感染 症、高齢者の肺炎球菌感染症及び新型コロナウ イルス感染症以外の予防接種にあっては、原則 として上腕伸側に皮下接種により行う。接種前 には接種部位をアルコール消毒すること。同一 部位への反復しての接種は避けること。	カ 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化 ポリオヘモフィルス b 型混合ワクチン（以下 「5種混合ワクチン」という。）を使用するジ フテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風及 びH i b 感染症、沈降 15 傘肺炎球菌結合型ワ クチンを使用する肺炎球菌感染症並びに結核、 ヒトパピローマウイルス感染症、ロタウイルス 感染症、高齢者の肺炎球菌感染症及び新型コロ ナウイルス感染症以外の予防接種にあっては、 原則として上腕伸側に皮下接種により行う。接 種前には接種部位をアルコール消毒すること。 同一部位への反復しての接種は避けること。
キ 5種混合ワクチンを使用するジフテリア、百 日せき、急性灰白髄炎、破傷風及びH i b 感染 症並びに沈降 20 傘肺炎球菌結合型ワクチン又 は沈降 15 傘肺炎球菌結合型ワクチンを使用す る肺炎球菌感染症の予防接種にあっては、皮下 接種又は筋肉内注射により行う。また、接種部 位については、皮下接種の場合は原則として上 腕伸側（外側）、筋肉内注射の場合は原則とし て三角筋部又は大腿四頭筋部（ただし、乳児に あっては三角筋部ではなく大腿四頭筋部）にそ れぞれ行う。接種前には接種部位をアルコール 消毒し、接種に際しては、注射針の先端が血管 内に入っていないことを確認すること。同一部 位への反復しての接種は避ける。	キ 5種混合ワクチンを使用するジフテリア、百 日せき、急性灰白髄炎、破傷風及びH i b 感染 症並びに沈降 15 傘肺炎球菌結合型ワクチンを 使用する肺炎球菌感染症の予防接種にあって は、皮下接種又は筋肉内注射により行う。また、 接種部位については、皮下接種の場合は上腕伸 側（外側）、筋肉内注射の場合は三角筋部又は 大腿四頭筋部（ただし、乳児にあっては三角筋 部ではなく大腿四頭筋部）にそれぞれ行う。接 種前には接種部位をアルコール消毒し、接種に 際しては、注射針の先端が血管内に入っていない ことを確認すること。同一部位への反復して の接種は避ける。
ク～セ (略) (2) (略)	ク～セ (略) (2) (略)
13～23 (略)	13～23 (略)
第2 各論 1～4 (略)	第2 各論 1～4 (略)

<p>5 小児の肺炎球菌感染症の予防接種は、初回接種の開始時の月齢ごとに以下の方法により行うこととし、(1)の方法を標準的な接種方法とすること。なお、原則として<u>沈降 20 億肺炎球菌結合型ワクチン</u>を使用することとするが、当面の間、<u>沈降 15 億肺炎球菌結合型ワクチン</u>も使用できること。また、沈降 13 億肺炎球菌結合型ワクチンを使用して1回目、2回目又は3回目までの接種を終了した者の接種について、<u>残りの接種は、沈降 20 億肺炎球菌結合型ワクチンを用いて行うこと</u>を原則とするが、<u>沈降 15 億肺炎球菌結合型ワクチンを用いて行うこともできること。</u></p>	<p>5 小児の肺炎球菌感染症の予防接種は、初回接種の開始時の月齢ごとに以下の方法により行うこととし、(1)の方法を標準的な接種方法とすること。なお、原則として<u>沈降 15 億肺炎球菌結合型ワクチン</u>を使用することとするが、当面の間、<u>沈降 13 億肺炎球菌結合型ワクチン</u>も使用できること。また、沈降 13 億肺炎球菌結合型ワクチンを使用して1回目、2回目又は3回目までの接種を終了した者の接種について、<u>残りの接種を沈降 15 億肺炎球菌結合型ワクチンを用いて行うこと</u>ができること。</p>
<p>(1) 初回接種開始時に生後 2 月から生後 7 月に至るまでの間にある者</p> <p><u>沈降 20 億肺炎球菌結合型ワクチン又は沈降 15 億肺炎球菌結合型ワクチン</u>を使用し、初回接種については、標準的には生後 12 月までに 27 日以上の間隔をおいて 3 回、追加接種については生後 12 月から生後 15 月に至るまでの間を標準的な接種期間として、初回接種終了後 60 日以上の間隔をおいた後であって、生後 12 月に至った日以降において 1 回行うこと。ただし、初回接種のうち 2 回目及び 3 回目の注射は、生後 24 月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと（追加接種は実施可能）。また、初回接種のうち 2 回目の注射は生後 12 月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は、初回接種のうち 3 回目の注射は行わないこと（追加接種は実施可能）。</p>	<p>(1) 初回接種開始時に生後 2 月から生後 7 月に至るまでの間にある者</p> <p><u>沈降 15 億肺炎球菌結合型ワクチン又は沈降 13 億肺炎球菌結合型ワクチン</u>を使用し、初回接種については、標準的には生後 12 月までに 27 日以上の間隔をおいて 3 回、追加接種については生後 12 月から生後 15 月に至るまでの間を標準的な接種期間として、初回接種終了後 60 日以上の間隔をおいた後であって、生後 12 月に至った日以降において 1 回行うこと。ただし、初回接種のうち 2 回目及び 3 回目の注射は、生後 24 月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと（追加接種は実施可能）。また、初回接種のうち 2 回目の注射は生後 12 月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は、初回接種のうち 3 回目の注射は行わないこと（追加接種は実施可能）。</p>
<p>(2) 初回接種開始時に生後 7 月に至った日の翌日から生後 12 月に至るまでの間にある者</p> <p><u>沈降 20 億肺炎球菌結合型ワクチン又は沈降 15 億肺炎球菌結合型ワクチン</u>を使用し、初回接種については標準的には生後 12 月までに、27 日以上の間隔をおいて 2 回、追加接種については生後 12 月以降に、初回接種終了後 60 日以上の間隔をおいて 1 回行うこと。ただし、初回接種のうち 2 回目の注射は、生後 24 月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと（追加接種は実施可能）。</p>	<p>(2) 初回接種開始時に生後 7 月に至った日の翌日から生後 12 月に至るまでの間にある者</p> <p><u>沈降 15 億肺炎球菌結合型ワクチン又は沈降 13 億肺炎球菌結合型ワクチン</u>を使用し、初回接種については標準的には生後 12 月までに、27 日以上の間隔をおいて 2 回、追加接種については生後 12 月以降に、初回接種終了後 60 日以上の間隔をおいて 1 回行うこと。ただし、初回接種のうち 2 回目の注射は、生後 24 月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと（追加接種は実施可能）。</p>

<p>(3) 初回接種開始時に生後 12 月に至った日の翌日から生後 24 月に至るまでの間にある者  <u>沈降 20 倍肺炎球菌結合型ワクチン又は沈降 15 倍肺炎球菌結合型ワクチン</u>を使用し、60 日以上の間隔をおいて 2 回行うこと。</p> <p>(4) 初回接種開始時に生後 24 月に至った日の翌日から生後 60 月に至るまでの間にある者  <u>沈降 20 倍肺炎球菌結合型ワクチン又は沈降 15 倍肺炎球菌結合型ワクチン</u>を使用し、1 回行うこと。なお、政令第 3 条第 2 項の規定による対象者に対しても同様とすること。</p> <p><u>(5) 小児の肺炎球菌の感染症の予防接種に当たっては、同一の者には、過去に接種歴のあるワクチンと同一の種類のワクチンを使用することを原則とするが、ある回数投与した後に転居した際、転居後の定期接種を実施する市町村において、沈降 20 倍肺炎球菌結合型ワクチンの接種しか実施していない等の理由により、原則によることができないやむを得ない事情があると当該市町村長が認める場合には、沈降 15 倍肺炎球菌結合型ワクチンで接種を開始した者について、次に掲げる方法で、残りの接種を沈降 20 倍肺炎球菌結合型ワクチンを用いて行って差し支えないこととする。</u></p> <p><u>ア 初回接種開始時に生後 2 月から生後 7 月に至るまでの間にある者</u></p> <p><u>(ア) 初回接種の 1 回目に沈降 15 倍肺炎球菌結合型ワクチンを接種した者であって初回接種の 2 回目又は 3 回目を接種していない者が、前回の注射から 27 日以上の間隔をおいて沈降 20 倍肺炎球菌結合型ワクチンを 2 回接種し、同ワクチンにより追加接種として初回接種終了後 60 日以上の間隔をおいて 1 回接種する方法。</u></p> <p><u>(イ) 初回接種の 1 回目及び 2 回目に沈降 15 倍肺炎球菌結合型ワクチンを接種した者であって初回接種の 3 回目を接種していない者が、前回の注射から 27 日以上の間隔をおいて沈降 20 倍肺炎球菌結合型ワクチンを 1 回接種し、同ワクチンにより追加接種として初</u></p>	<p>(3) 初回接種開始時に生後 12 月に至った日の翌日から生後 24 月に至るまでの間にある者  <u>沈降 15 倍肺炎球菌結合型ワクチン又は沈降 13 倍肺炎球菌結合型ワクチン</u>を使用し、60 日以上の間隔をおいて 2 回行うこと。</p> <p>(4) 初回接種開始時に生後 24 月に至った日の翌日から生後 60 月に至るまでの間にある者  <u>沈降 15 倍肺炎球菌結合型ワクチン又は沈降 13 倍肺炎球菌結合型ワクチン</u>を使用し、1 回行うこと。なお、政令第 3 条第 2 項の規定による対象者に対しても同様とすること。</p> <p>(新設)</p>
---	--

<p><u>回接種終了後 60 日以上の間隔をおいて 1 回接種する方法。</u></p> <p>(ウ) <u>沈降 15 倍肺炎球菌結合型ワクチンを接種した者であって初回接種を完了した者が、沈降 20 倍肺炎球菌結合型ワクチンを初回接種終了後 60 日以上の間隔をおいて 1 回接種する方法。</u></p> <p>イ <u>初回接種開始時に生後 7 月に至った日の翌日から生後 12 月に至るまでの間にある者</u></p> <p>(ア) <u>初回接種の 1 回目に沈降 15 倍肺炎球菌結合型ワクチンを接種した者であって初回接種の 2 回目を接種していない者が、前回の注射から 27 日以上の間隔をおいて沈降 20 倍肺炎球菌結合型ワクチンを 1 回接種し、同ワクチンにより追加接種として初回接種終了後 60 日以上の間隔をおいて 1 回接種する方法。</u></p> <p>(イ) <u>沈降 15 倍肺炎球菌結合型ワクチンを接種した者であって初回接種を完了した者が、沈降 20 倍肺炎球菌結合型ワクチンを初回接種終了後 60 日以上の間隔をおいて 1 回接種する方法。</u></p> <p>ウ <u>初回接種開始時に生後 12 月に至った日の翌日から生後 24 月に至るまでの間にある者</u></p> <p><u>沈降 15 倍肺炎球菌結合型ワクチンを 1 回接種した後、沈降 20 倍肺炎球菌結合型ワクチンを 1 回目の接種から 60 日以上の間隔をおいて 1 回接種する方法。</u></p>	<p>6 ~ 1 1 (略)</p> <p>1 2 新型コロナウイルス感染症の定期接種</p> <p>新型コロナウイルス感染症の予防接種は、(1)に掲げる者に対し、(2)のいずれかの方法で、毎年度 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間で各市町村が設定する期間に 1 回行うこと。</p> <p>(1) 対象者</p> <p>ア 65 歳以上の者</p> <p>イ 60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害</p>	<p>6 ~ 1 1 (略)</p> <p>1 2 新型コロナウイルス感染症の定期接種</p> <p>新型コロナウイルス感染症の予防接種は、次に掲げる者に対し、毎年度秋冬に 1 回行うこと。なお、接種開始日や使用ワクチン等については、別途厚生労働省より示すこととする。</p> <p>ア 65 歳以上の者</p> <p>イ 60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害</p>
--	---	--

<p><b>を有する者</b></p> <p><u>(2) 接種方法</u></p> <p><u>以下のいずれかの方法により行うものとする。</u></p> <p><u>ア コロナウイルス（SARS-CoV-2）R</u>  <u>NAワクチン（令和3年2月24日にファイザ</u>  <u>ー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効</u>  <u>性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35</u>  <u>年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」</u>  <u>という。）第14条の承認を受けたオミクロン</u>  <u>株JN.1系統対応1価ワクチン）を1回筋肉</u>  <u>内に注射するものとし、接種量は、0.3ミリリ</u>  <u>ットルとする方法。</u></p> <p><u>イ コロナウイルス（SARS-CoV-2）R</u>  <u>NAワクチン（令和3年5月21日に武田薬品</u>  <u>工業株式会社が医薬品医療機器等法第14条の</u>  <u>承認を受けたオミクロン株JN.1系統対応1</u>  <u>価ワクチン）を1回筋肉内に注射するものと</u>  <u>し、接種量は、0.5ミリリットルとする方法。</u></p> <p><u>ウ 組換えコロナウイルス（SARS-CoV-</u>  <u>2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品</u>  <u>工業株式会社が医薬品医療機器等法第14条の</u>  <u>承認を受けたオミクロン株JN.1系統対応1</u>  <u>価ワクチン）を1回筋肉内に注射するものと</u>  <u>し、接種量は、0.5ミリリットルとする方法</u></p> <p><u>エ コロナウイルス（SARS-CoV-2）R</u>  <u>NAワクチン（令和5年8月2日に第一三共株</u>  <u>式会社が医薬品医療機器等法第14条の承認を</u>  <u>受けたオミクロン株JN.1系統対応1価ワク</u>  <u>チン）を1回筋肉内に注射するものとし、接種</u>  <u>量は、0.6ミリリットルとする方法。</u></p> <p><u>オ コロナウイルス（SARS-CoV-2）R</u>  <u>NAワクチン（令和5年11月28日にMeiji</u>  <u>Seika ファルマ株式会社が医薬品医療機器等法</u>  <u>第14条の承認を受けたオミクロン株JN.1</u>  <u>系統対応1価ワクチン）を1回筋肉内に注射す</u>  <u>るものとし、接種量は、0.5ミリリットルとす</u>  <u>る方法。</u></p>	<p><b>を有する者</b></p> <p><u>(新設)</u></p>
--	--